

松戸歯学部課程及び履修方法

- 1 課程の概要
- 2 履修方法
- 3 単位の基準
- 4 試験
- 5 成績評価
- 6 進級及び卒業
- 7 留年
- 8 卒業要件
- 9 共用試験
- 10 在学期間の制限

【別表：教育課程表】

松戸歯学部課程及び履修方法

1 課程の概要

本学部の歯科医学教育は、日本大学学則第1節で定められている「目的及び使命」の他、日本国民の歯科医療及び保健指導をつかさどり、公衆衛生の向上、増進に寄与するにふさわしい歯科医師を養成する目的をもっている。

目的を達成するために次に分類される授業科目をおいている。

- ① 教養科目、② 外国語科目、③ 保健体育科目、④ 準備教育科目
- ⑤ 専門科目（医療行動科学領域、基礎形態機能学領域、分子生物学領域、病態基礎医学領域、社会系歯科医学領域、臨床歯科医学領域、総合医学領域、歯科医学総合講義領域、臨床実習領域）

各学年及び学期に配当された授業科目、授業科目を構成する授業科目及び授業時間は、別表「教育課程表」を参照すること。

2 履修方法

① 必修科目

各学年の前学期及び後学期に配当された授業科目をすべて履修すること。

② 選択必修科目

1年次に履修すること。

(1) 教養科目

「美学演習」のみ必修科目とする。その他の科目については、3科目6単位以上を履修すること。

前学期及び後学期の指定日時までに履修登録をすること。いったん登録した履修登録を取消す場合は、授業開始後1か月以内に「登録抹消届」にて届け出ること。

(2) 外国語科目

「ドイツ語1～2」、「フランス語1～2」に関しては、どちらか3単位を履修すること。

前学期の指定日時までに履修登録をすること。いったん履修登録した授業科目の変更はできない。

3 単位の基準

各授業科目に対する課程を修了した者には、次の基準により当該授業科目について所定の単位が与えられる。

1単位は、45時間の学修を必要とする内容で構成されており、次の基準で行われる授業の他、①及び②では授業時間外の学修が必要である。

- ① 講義 15時間の授業をもって1単位（週当たり1時間）
- ② 演習 30時間の授業をもって1単位（週当たり2時間）

- ③ 実習 45時間の授業をもって1単位(週当たり3時間)
各授業科目には①～③の授業科目の組合せによって構成されるものもある。

4 試験

① 定期試験

各授業科目の到達度を査定するために、原則として各学期の授業終了後に一定期間を定めて実施する。

本学部が指定した義務(各学期の学納金の納付、各年度初めの定期健康診断の受診等)を完遂していないと受験できない。

筆記試験を原則とするが、レポート、口頭試問、実技試験等の方法で査定する場合もある。

「歯科医学総合講義4」の成績には、共用試験CBT及びOSCEの成績を充てる。

合格基準は60点(「歯科医学総合講義4～6」についてはシラバス等に別に定める)とする。

② 追試験

すべての科目の定期試験について実施する。成績評価は79～0点とする。

正当な理由(病気その他やむを得ない理由)により定期試験を受験できなかったと大学が認めた者に対して実施する。

追試験を受験するためには、当該授業科目の試験終了後1週間以内にやむを得ない理由を証明するに足る詳細な書類(病気の場合:医師の診断書 交通事故の場合:警察の事故証明書 等)を添付し「定期試験欠席理由書」及び「追試験受験願」を提出すること。

③ 再試験

定期試験を受験した成績評価60点未満(「歯科医学総合講義1～6」についてはシラバス等に別に定める)の科目を対象とし、対象となる科目のある者は必ず受験しなければならない。再試験受験料は1科目1,000円とする。(「歯科医学総合講義4」については共用試験CBT及びOSCEを充てるため、医療系大学間共用試験実施評価機構が指定する額を受験者が負担する。)

成績評価は60～0点とする。

対象者は、掲示をもって指示された日時、方法により受験すること。

追試験受験者に対しては実施しない。

④ 定期試験、追試験及び再試験受験上の注意

- (1) 受験資格を有する者のみが受験することができる。
- (2) 試験場においては、試験監督者の指示に従うこと。
- (3) 学生証は受験中机上等試験監督者が見やすい場所に提示しておくこと。
万一所持していない場合には、教務課で仮受験票の交付を受けること。
- (4) 試験開始後20分以上遅刻した者は、原則として受験できない。
- (5) 受験者は、試験開始後20分間は退場できない。
- (6) 試験中、他人との物品の貸借は認めない。

- (7) 試験中の私語は認めない。
- (8) 不正行為を行った者は、学則により厳重に処分する。

⑤ 不正行為処分時の個人情報取扱い

本学部は、不正行為と認められる行為があった場合、理由を問わず日本大学学則第76条・77条に従い、懲戒（退学・停学・訓告の3種）を行う。

また、教授会で懲戒処分が決定次第、学内に当該学生の所属、学年、学生番号、氏名、処分理由・内容等を掲示するとともに、学生本人及び保証人宛通知する。

5 成績評価

① 成績査定方法

各授業科目の成績は、平常試験、定期試験、追試験、再試験及びその他シラバスに記載された方法により査定する。

② 成績表記及び判定

各授業科目の学業成績の表記は、次のとおりとし、60点以上を合格とする。

100～90点	……	S
89～80点	……	A
79～70点	……	B
69～60点	……	C
59～ 0点	……	D

別表「教育課程表」に記載の授業科目の学業成績は、各授業科目の学業成績に基づいて表記する。

6 進級及び卒業

次のすべての条件を満たすこと

- ①当該学年における「全科目平均点」が60点以上であること。
- ②当該学年に配置の「歯科医学総合講義1～6」の各合格基準を満たしていること。
(各合格基準についてはシラバス等に別に定める)

$\text{「全科目平均点」} = \frac{\text{（各科目評価点} \times \text{単位数）の全履修科目総和}}{\text{全履修科目の単位数の総和}}$

7 留年

上記「6 進級条件」を満たさない場合には留年とする。

留年した場合には、原級学年に配置されている全科目を再履修しなければならない。ただし、1年次配置の「選択必修科目」については未履修の科目を履修しても良い。

8 卒業要件

6年次までに課せられた全科目に合格し、総計204単位以上を修得していること。
なお、卒業者には、「学士（歯学）」の学位が授与される。

9 在学期間の制限

休学を含め、同一学年に3年を超えて在学することはできない。ただし、事情があると認められた場合は、教授会の議を経て更に在学を許可することがある。

また、各学年を通算して12年を超えて在学することはできない。

以 上

